

「働き方改革アドバイザー養成事業」業務委託に関する企画提案募集要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する「働き方改革アドバイザー養成事業」（以下「本業務」という。）に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 事業の概要

別紙「働き改革アドバイザー養成事業」業務委託仕様書」のとおり

2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月10日まで

3 委託契約額の上限

4,499,999円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (7) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の未納がないこと。

5 スケジュール（案）

令和4年6月 9日（木）	実施公告（県ホームページにて公募開始）
令和4年6月23日（木）	企画提案競技参加申込書提出期限
令和4年6月23日（木）	質問受付期限
令和4年6月30日（木）	企画書等提出期限（公募終了）
令和4年7月 6日（水）	公募団体ヒアリング
令和4年7月13日（水）	審査結果通知

6 企画提案競技参加申込書の提出

企画提案競技の参加を希望する場合は、(別紙2) 企画提案競技参加申込書により、下記担当課宛にメールで、令和4年6月23日(木) 午後5時までに提出すること。

7 企画提案募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 本業務の内容など企画提案募集に関する質問は、(別紙) 質問票により、下記担当課宛にメールで、令和4年6月23日(木) 午後5時までに提出すること。
- (2) 回答は、その都度、質問事項を提出した者にメールにて回答するものとする。

8 企画提案書等の提出

別紙「企画提案書作成要領」で定める書類(以下「提案書等」という。)を、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出期限

ア 持参する場合

令和4年6月30日(木) 正午までに下記担当課に提出すること。

イ 郵送する場合

郵送用封筒に「企画提案書等」在中の旨を朱書きして、担当課に到達するように送付すること。(令和4年6月30日(木) 必着)

(2) 留意事項

ア 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

イ 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

ウ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

エ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

オ 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

9 審査の実施

(1) 審査

審査は、提出された提案書等について行い、下記の点を総合的に勘案して、契約の相手方を決定するものとする。

- ・ 企画提案内容
- ・ 本業務の実施に必要な組織運営体制
- ・ 本業務に類似した事業実績
- ・ 本事業のスケジュール
- ・ 見積金額(費用積算内訳)

(2) 審査結果通知

審査の結果は、全ての提案者に対し文書で通知するものとする。

10 契約の締結

(1) 契約締結の手続について

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則(昭和39年規則第2号)に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

精算払とする。

11 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課労政福祉担当（担当：兒玉）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階

電話 0985-26-7106（直通）

E-mail koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp